研究論文

公認心理師養成に関わる地域に開かれた大学又は 大学院附属の心理臨床相談施設の役割について

関西大学人間健康学部 岡田 弘司

要約

大学又は大学院に附属する心理臨床相談施設(以下、大学附属の心理臨床相談施設と略す)などでは、近隣の地域の者へ心理相談をはじめとする心理支援サービスを提供するなどして地域貢献を目指しているところが多い。一方、当該施設は教育機関の附属施設として公認心理師等の心理専門職の養成教育にも携わらなければならず、地域貢献を果たしながら初学者の実践教育を施していく上でどのような課題があるのかを明らかにする必要がある。

本稿の目的は、地域に開かれた大学附属の心理臨床相談施設として、メンタルヘルスの維持、向上といった地域貢献を果たしながら、大学院での公認心理師養成教育の展開を円滑に図っていく上でどのような課題があるのかを整理し検討することである。

検討の結果、大学附属の心理臨床相談施設が地域貢献と実践教育をよりよく両立させるためには、種々の課題があるものの、当該施設の地域への心理支援における各種サービスと、心理実践実習における学習課題等との関係性をしっかりと捉え、実習生、実習指導者、実習担当教員などが共通認識のもとで心理臨床活動や指導、教育に臨むといいと考えられた。

キーワード:大学附属の心理臨床相談施設、地域心理支援サービス、 公認心理師養成教育、心理実践実習

I はじめに

2017年に公認心理師法が施行され、国家資格制度の中で心理専門職の有資格者が誕生してから5年を経ようとしている。公認心理師の業務は公認心理師法第2条で定義されており、その内容は表1に示した通りであるが、一般財団法人日本心理研修センターの資料を見ると、公認心理師の登録者数は2023年9月時点で72000人近くに及んでいる。

また大学及び大学院等での公認心理師養成の 教育体制も整備され、厚生労働省の発表を見る と、2023年12月1日現在、大学では224校、 大学院では188 校がその教育に当たっていることが分かる。公認心理師の養成では、大学の4年間と大学院での2年間の都合6年間の教育が基本的な教育課程となるが、実践技能の修得は主に大学院での教育が担い、公認心理師法施行規則に定められた心理実践実習科目で扱うことになる。心理実践実習では、大学院の実習生は表2に示す(ア)から(オ)の事項について、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践しながら実習指導者(以下、指導者と略す)又は実習担当教員(以下、教員と略す)の指導を受け、公認心理師として実務に必要な知識と技能を修得することが求められる。また心理実践実習を

表1 公認心理師の業務の定義

「公認心理師」とは、公認心理師登録名簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ①心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ②心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④心の健康に関する知識を普及するための教育及び情報の提供

厚生労働省 「公認心理師法概要」より改編引用

表 2 心理実践実習に含まれる事項

①実習生が、大学段階での実習を通じて得た公認心理師に必要な知識・技能の基礎的な理解の上に、次の(ア)から(オ)までに掲げる事項について、見学だけでなく、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践しながら、実習指導者又は実習担当教員による指導を受けること。実習施設の分野については主要5分野に関する学外施設(具体的な施設については「公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設」(平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号のとおり。)のうち3分野以上の施設において実習を受けることが望ましい。ただし、医療施設は必須とする。また、医療機関以外の施設においては、見学を中心とする実習も含む(ア)心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得

心理に関する文族を安する有寺に関する以下の知識及び文能の

- (1)コミュニケーション
- (2)心理検査
- (3)心理面接
- (4)地域支援 等
- (イ)心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成
- (ウ)心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ
- (エ)多職種連携及び地域連携
- (オ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解
- ②担当ケースに関する実習の時間は270時間以上(うち、学外施設での当該実習時間は90時間以上)とする。
- ③実習担当教員が、実習生の実習状況について把握し、①の(ア)から(オ)までに掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習指導者との連絡調整を行う。
- ④大学又は大学院に設置されている心理職を養成するための相談室での実習は主要5分野のいずれにも含まれないこととして取り扱う。
- 29 文科初第879 号 障発0915 第8 号 平成29 年9月15日 別表2より改編引用

行う臨床現場としては、医療機関を必須として主要5分野のうち、3分野以上の施設において展開されるのが望ましいとされ、実習の総時間としては450時間以上、そのうち担当ケースに関するものが270時間以上(うち90時間以上は学外施設での実習)となっている。心理専門職の国家資格として一定の資質を担保するため、心理実践実習での実習の在り方は、質、量ともによく確保されていると言える。

公認心理師養成の大学院教育において、上記の心理実践実習では医療機関をはじめとする外部施設での実習だけでなく、大学又は大学院附属施設として地域の者を対象とした心理臨床相談施設(以下、大学附属の心理臨床相談施設と略す)での実習をあわせて展開されることが多

い。大学附属の心理臨床相談施設は、学生相談だけを扱うところは別にして、地域貢献の役割を損なうことなく、大学院の実習生に公認心理師に必要な知識と技能を修得させていくことが重要となる。

そこで本稿の目的は地域に開かれた大学附属 の心理臨床相談施設として、メンタルヘルスの 維持、向上といった地域貢献を果たしながら、 公認心理師養成における大学院での心理実践実 習の展開を円滑に図っていく上での課題を整理 し、検討することである。

Ⅱ 大学附属の心理臨床相談施設の機能

鈴木・利島・兒玉ら(2003)は地域に開かれ

た大学附属の心理臨床教育研究センターについ て紹介し、4つの機能があるとして、①相談機 能、②研究機能、③教育機能、④サービス機能 を挙げている。また大西(2007)は大学附属の 心理相談機関の開設に伴い当該施設の役割を心 理臨床に関する研究活動を前提にしつつ、①地 域社会の人々に対する心理臨床的支援(心理相 談活動)、②将来心の専門家として地域のリーダ ーとなる人材の育成(学生の教育・実習活動)、 ③心理的な問題に関わる人々や他機関との連携 (コンサルテーション活動)、④講演会やセミナ 一の開催など地域社会の人々に対する心理的な 情報の発信(研修活動)の4つの活動で示して いる。両者ともに大学附属の心理臨床相談施設 の機能を地域への心理支援に関わるサービスで いくつかに分類すると同時に、心の専門家を養 成する教育の場として位置づけている。これら の知見が表された時期は国家資格制度が整う以 前のものではあるものの、公認心理師が名称独 占の資格でありかつその業務の定義が表1に示 された内容であることを鑑みると、公認心理師 に期待される地域への心理支援に関するサービ ス機能やそれに対応する教育の有り様などにつ いては、本質的に大きな変わりはないと考えら れる。

そこで本稿では先述の知見を参考にしながら 筆者の考えも加えて、地域貢献を目指した大学 附属の心理臨床相談施設の役割について、表3 に示す4つの基本的機能を提示して説明する。

①心理相談に関するサービス

地域の者を利用者として、カウンセリング等の相談を行うものであり、悩みや困りごとを有する当事者だけでなく、家族やその他の関係者も対象とする。相談の形態としては、個別相談に限らず、グループアプローチを適用することがある。また相談に関連する業務として、心理アセスメントや支援計画を立てる際などに、心理テストの実施を行うことがある。

②心理支援に関する啓発活動や情報発信

地域の者を利用者としてメンタルヘルス、子育て、自己発展に繋がる啓発活動や心理教育を 講演会や研修会として定期的あるいは不定期に 提供するものである。また当該施設のホームページなどを用いて、啓発活動や心理教育の告知 とねらい等を示すことに加えて、社会事情が目まぐるしく変化する中で、世情や社会的ニーズを反映しながら、地域の者へ有益で有用な情報を適宜、発信する。

③心理支援に関する研究活動

心理臨床やメンタルヘルスの関係事項など、研究に値する課題を積極的に見出し、研究成果を公表し、蓄積することである。これには事例研究の手法も含まれる。研究成果は各種の心理支援サービスの方法等に活かされたり、学生を含む相談員スタッフの資質の向上に繋げたり、当該施設における地域支援サービスのレベルの

表3 大学附属の心理臨床相談施設における4つの基本的機能

- ①心理相談に関するサービス
 - 個別相談 (家族、関係者等を含む)
 - グループアプローチ(家族、関係者等を含む)
 - ・心理テスト等の活用
- ②心理支援に関する啓発活動や情報発信
 - 地域の者を対象としてメンタルヘルスに関する講演活動を行ったり、セミナー、研修会などを開催したりする
 - ホームページ等を用いて、メンタルヘルスに関する情報発信をアップデートに行う
- ③心理支援に関する研究活動
 - 研究活動を行って、その成果を心理支援のサービスに還元したり、相談員スタッフの資質の向上に繋げたりする
- ④公認心理師の養成教育
 - ①から③に挙げたサービス業務や活動を心理実践実習等の学びの場として活かす

向上に寄与させたりする。

④公認心理師の養成教育

上記の①心理相談に関するサービス、②心理 支援に関する啓発活動や情報発信、③心理支援 に関する研究活動は全て心理実践実習等の学び の場として活かす。心理支援業務における法的 義務への理解を深めると同時に、倫理観を育成 し、各種の心理支援に必要な知識と技能を修得 する。また当該施設において、チームアプロー チの行い方や、多職種との連携、地域との連携 の在り方を学習し、研鑽する機会とする。

Ⅲ 大学附属の心理臨床相談施設における地域への心理支援サービスと実践教育の在り方

大学附属の心理臨床相談施設として、①心理相談に関するサービス、②心理支援に関する啓発活動や情報発信、③心理支援に関する研究活動の3つの機能を地域への心理支援サービスとして提供しながら、④公認心理師の養成教育を的確かつ安全に行うためには、いくつかの課題を整理し検討しておく必要がある。まず①から③の心理支援サービス全般にあると考えられる実践教育との間の共通課題を捉えた上で、続いてサービス機能ごとに実践教育の行い方と照らし合わせながら課題等を検討する。

1. 施設における体制等の整備など

当該施設がどのような目的で設置され、どのように地域への心理支援サービスを行うのかを 規定などに定義し、地域の利用者に説明責任を 果たし、施設と利用者が支援サービスの授受に ついて共通の認識を持てるようにする。この際、 大学院生が心理専門職として知識や技能を修得 する学習機会となることも説明し、施設説明や 利用案内などにも明記しておくのがいい。利用 契約書には支援する側と支援される側の関係性 を強固にし、安定した支援サービスを展開する ねらいがあることから、その取り交わしの必要性は高い。文書は互いの立場から誤解のないわかりやすい内容で、よく推敲されたものでなければならない。

また規定等には当該施設としてどのような運 営管理がなされるのか、サービス業務上はスタ ッフの位置づけとなるはずの大学院実習生の身 分(以下、院生相談員と略す)も定義しながら、 リスク管理を含めた対応が院生相談員にも行き 届くようにしなければならない。施設長、副施 設長以下の指示系統が確実に機能するように、 院生相談員を含む全てのスタッフは業務上のガ イドラインやマニュアルに精通し、施設や部屋 の構造、備品、緊急通報装置、相談員体制等に ついて確かな共通認識を持つことが重要になる。 一方、教務上の観点で言うと、心理実践実習 を展開するに伴って、現場で院生相談員の業務 を観察し指導する指導者と、学習目標の達成度 合いを見極めながら知識と技能の指導、教授す る教員が密に連携を取る必要があり、両者の適 正配置が必須になると同時に、上述したような 業務運営管理上の体制との整合を図ることが肝 要になる。

2. 心理相談に関する支援サービスと実践教育(1)心理相談業務のプロセスと課題

心理相談に関する支援サービスは相談施設として利用者の個別のニードを把握し臨床判断を加えながら、現実課題や困りごとを解決するべくカウンセリング等を実行するものであり、利用者にとっては行き詰まった状況の中で少しでも早く成果があることを期待することになる。施設側もその期待にできるだけ効果的に応えるためにインテーク面接を確実に実施する。そこでは心理アセスメントを行いながら今後の支援の見通し等について利用者に説明し理解を得た上で、継続的な相談等を希望するかどうかの意思確認を行いつつ、当該施設として責任を持って支援を続行できるかどうかの判断を行う。その後、インテークカンファレンスなどで大まか

表 4 学内の心理臨床相談室における心理実践実習の目的

学内の相談室における実習の目的は、公認心理師になるために必要な下記の知識および技能を、心理支援の実践を通して体験的に学び、修得することを目的としている。具体的には学内施設実習を通して、以下の知識と技能を修得する。

- 1) 各学生は、事前指導としてのガイダンスを受ける
- 2) 学内の心理相談室における学内実習を通して、インテーク面接陪席、心理面接陪席、ケース担当を行う
- 3) インテーク面接の陪席を行い、陪席の記録をまとめて指導を受け、インテークカンファレンスで報告するという一連の活動を行う
- 4) ケースを担当する前後に、ケースに関連した文献を検索し、知見を積む
- 5) スーパービジョンを受けながらケースを担当する
- 6)ケース記録・報告をまとめ、ケースカンファレンスで発表し、心理支援の技能や態度、倫理を学ぶ。心理支援における倫理について、具体的に検討し、そのセンスを身につける
- 7) 心理面接の実践を通して、実際場面で起こる心理支援のさまざまな側面について対処力を身につける
- 8) 心理支援における実践能力の向上を図る
- 9) 学内実習にて、心理支援活動のほか、組織での働き方、仕事を行う上での倫理等に触れ、体得していく。守秘義務 の例外としての保護義務適用場面(自殺企図、虐待等)に関して学習することも重要である
- 一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟 大学院の「心理実践実習」手引き 2022 年改訂版より改編引用

な支援の方針を確認し、ケースの担当者を決定する。担当者はどのような面接技法を用いるかなど具体的な支援計画を立案し、インフォームドコンセントを行いながら心理相談を実行する。支援計画は適宜、修正を行うが、その際にはケースカンファレンス等で検討した内容を十分に考慮し、再度、利用者にインフォームドコンセントを行って心理相談の在り方を共有することとなる。またケースによっては、心理アセスメント等を行う際に、アセスメントツールとして心理検査を用いることがあり、これには目的から結果のフィードバックを含めたインフォームドコンセントを別途、伴うことになる。

また心理相談を運用する上で、相談業務の大きな節目となる3つのポイントでの対応が特に重要になる。1つ目は支援の目的が達成されるなどして相談が終結すること(以下、終結と略す)、2つ目は様々な事情により相談が途中で中断すること(以下、中断と略す)、3つ目のポイントは担当者の移動等により担当者を変更して相談を続けること(以下、引き継ぎと略す)である。いずれも利用者にとって大きな転機となることから、これらのポイントではケース個別の事情を勘案しながら高度な臨床的判断に基づく適切な対応が求められる。

このような心理相談の支援サービスにおける

運用上の大きな課題は、どのような面接技法を 用いようとも、あるいは心理相談の形態が個人 かグループかにも関わらず、概して共通事項と して捉えることができる。

院生相談員が心理相談に携わる際にも一連の 運用上の課題に的確に対処することが求められ、 初学の者が確実に心理相談を行えるように指導、 教授の体制を組織的に整えておく必要がある。 2022年に一般社団法人日本公認心理師養成機 関連盟では大学院の心理実践実習に関する手引 きを記し、大学等に設置されている心理臨床相 談施設における実習の目的を、公認心理師にな るために必要な知識および技能として、表4の 1)から9)に示す事項を心理支援の実践を通 して体験的に学び、修得することとしている。 いずれの事項も心理相談に関わるものであり、 初学の院生相談員として、あるいは実習生とし て、心理相談業務と学習上の課題とをよく対応 させて理解しておく必要がある。

(2) 心理相談業務のプロセスにおける院生相談員 に関わる課題

1) インテーク面接

インテーク面接は利用者にとっては初めての 相談場面となり、それに応じる相談員は一定の 臨床経験を積んでいる必要がある。他機関から

の紹介状等を捉えつつ、bio-psycho-social の視 点からアセスメントを行い、心身のコンディシ ョンの見立て、医療機関等へのリファーの是非、 継続面接の適否など、高度に臨床判断を下しな がら、利用者には当該施設としてどのような支 援を行えるのかについてなど的確に説明しなけ ればならない。既述の通りこの水準の業務は初 学の者が担うことには無理があるが、院生相談 員がインテーク面接に陪席できれば、貴重な臨 床経験となる。ケースを安全かつ確実に運用す る上でのノウハウや、インフォームドコンセン トの在り方、契約書の取り交わし方など、相談 支援サービスにおける必須事項をつぶさに見る ことができる。一方、利用者にとってはインテ ーカーとは別のスタッフが加わることになるこ とから、院生相談員が陪席することの了解を利 用者に求める必要がある。陪席者となった院生 相談員も陪席が臨床行為であり、参与観察であ ることなどを理解して、利用者の安心感や安全 感に繋がる立ち居振る舞いができるように事前 指準等を受け準備を整えておく必要がある。ま たインテーク面接終了後に陪席者として面接に 関する情報を整理し、記録を作成することは大 切な学習課題の1つとなる。仮に院生相談員と して作成する記録が模擬的なものであっても、 個人情報や機微情報の保護、情報管理の一元化 などの意味合いをよく理解して、インテークカ ンファレンスなど次のプロセスに進めるように、 過不足のない情報のまとめ方、主観に陥らない 記録の表し方など、インテーク面接記録に関す る知識とノウハウを修得する。

2) 継続面接担当の割り当て

インテーク面接終了後、あるいはその後のインテークカンファレンスを経て、継続面接の担当者を決めることになる。院生相談員を割り当てる場合は、当該施設の運用上の会議などで指導者となる相談員や院生相談員への割り当てを担当する教員などが加わって慎重に検討する必要がある。利用者にとっては担当者がベテランの者であるか初学の者であるかにかかわらず来

談することへの期待を抱くと同時に、初学の院 生相談員にとってはイニシャルケースになるこ とから、できるだけ事前に利用者と院生相談員 との間にミスマッチを生じないようにしたいと ころである。利用者の心身の健康度、悩み事や 困りごとの深刻さ、身近な支援者の存在の有無 などを把握しながら、各院生相談員の特徴など と照らし合わせて検討する必要がある。当然、 未然に全てのミスマッチを防ぐことはできない が、利用者が知り合いといった多重関係は前も って察知しやすいことから、院生相談員への確 認を怠らないようにするのがいい。また指導者 や教員は院生相談員に当該利用者の継続面接を 行うにかどうかについて意思確認をすると同時 に、どうして当該利用者の担当を当該院生相談 員に提案しているのかについて説明するのがい い。なお、利用者と相談員のミスマッチは互い の個人的な特徴によるものだけでなく、環境要 因等によっても生じることがあり、面接にどの 部屋を使用するかなど、指導者や教員などが面 接環境に関する指導を行うことも大切である。

3) インテークカンファレンス、スーパービジョン、ケースカンファレンス

先述したように初学の院生相談員にとってイ ニシャルケースは重要であり、イニシャルケー スでの学びがどのようなものになるかによって、 以降のケースを担当する際の臨み方、ひいては 今後のカウンセリング観や支援観をも左右する 面があると思われる。とかく院生相談員は自分 の面接場面における対応の未熟さや不十分さを 振り返ることに専念し、ケース担当者としてよ く機能している点についての振り返りはなおざ りになりがちである。もちろん初学の者が臨床 スキルを身につけていく過程において、不十分 な対応を反省し改善への努力を図る姿勢は欠か せないが、一方で適切な自己評価を行いながら 自分の技量が向上していることにも着目して効 果的にスキルを蓄積することも大切である。し たがって、指導者や教員と行うスーパービジョ ンにおいても、不出来な事象を取り上げるばか りでなく、適切に対応したと思われるポイントなども積極的に取り上げる方がいい。スーパーバイザーの指導者や教員はポジティブフィードバックを心がけ、初学の院生相談員が相談業務に対する自己効力感を養えるようサポートすることが肝要である。

また同じようなことがケースカンファレンス についても言える。岩壁(2022)は初学者がケ ースカンファレンスにおいて多数の面前でケー スの失敗としてとがめられる場面は学習体験に はならずに傷つきの体験としてとどまることを 危惧している。また柏木・田中・新田(2020) は初学者の立場で質的研究を行い、臨床心理系 大学院生の学びにおける傷つきやすさについて 言及しており、ケースカンファレンスが院生相 談員のトラウマとなるような機会になることは 避けなければならない。新しい事例検討法とし てパーソン・センタード・アプローチの視点を 取り入れた PCAGIP 法がある(村山・中田、 2012)。この方法のねらいや基本姿勢などには 事例提供者を大切にしつつ、ケースカンファレ ンスに参加した全員がコミットメントして相互 啓発する特徴がある。指導者や教員が PCAGIP 法などを取り入れてケースカンファレンスを安 全な場として位置づけながら運用すると、事例 提供者の院生相談員、ひいてはその場に参加し た院生相談員全員にポジティブフィードバック を生じ、それぞれが自己の資質の向上に意欲的 になる効果が期待できると考えられる。

なお、院生相談員の継続面接等に関する記録については、きめ細やかに指導する必要があり、客観的な事実に基づく記録の表し方を教授し、利用者から情報開示等のニーズがあった場合、的確に応じられるような記録の水準を担保する必要がある。

4) 心理検査

院生相談員が心理テストを用いる場合、心理 テストの導入、実施、結果の処理、フィードバックの全ての過程に関する指導、教育が必要で ある。院生相談員にとって事前学習は非常に重 要であり、用いる検査のテスト理論への理解を深めた上で、実施法や結果の処理の方法についてシミュレーションし準備を整える。導入、実施に当たってはインフォームドコンセントを伴うため利用者にどのような目的で心理検査を用い、その結果が支援にどのように生かされるのかを十分に説明できるように行動リハーサルなどを行うなどして検査場面などに臨む必要がある。検査の結果処理は、質問紙などの簡易な検査であってもカウントや計算などにミスを生じることがあることから、指導者、教員ともども、十分に注意しなければならない。

利用者への結果のフィードバックの過程では 非常にデリケートな対応が求められる。利用者 が結果のフィードバックを受けて不必要なショ ックを生じないように心がけ、できるだけ心理 検査の結果が有益な心理支援に繋がるものとし て認識されるようにわかりやすく丁寧に説明す る必要がある。またフィードバック時には利用 者が説明内容をどの程度理解しているのか、あ るいは前向きな捉え方をしているのかなどにつ いて、双方向のコミュニケーションを取りなが ら確認することが肝要になる。また様々な事情 や臨床的判断から、心理検査を担当する者と継 続面接を担当する者が別々になる場合があり、 この場合は心理テストの担当者と継続面接の担 当者が事前にフィードバックの行い方について 十分に話し合い、利用者へのフィードバックは どちらの担当者が行うのか、その時期はいつが 適切か、利用者が結果のフィードバックを受け てどのような心持ちになり、どのような行動を とろうとするのかなど意見交換を行っておくの がいい。それぞれの役割に就いた院生相談員の スーパーバイザーも同様で、スーパーバイザー 同志で上記の院生相談員が行う臨床的判断等に ついて、助言、指導が統一見解となるように意 見交換をしたり、必要に応じて心理検査担当の 院生相談員とそのスーパーバイザー、継続面接 担当の院生相談員とそのスーパーバイザーの4 者で協議する機会を持ったりする。

5)終結、中断、引き継ぎ

利用者と担当の相談員が心理相談の目的を共 有しながら面接を継続的に行った結果、両者が 互いにその目的を達成したと認識すると、継続 面接は終結を迎えることになる。利用者は仮に 主訴などがうまく解決した場合であっても、面 接自体が終結することを想像すると不安に思い がちである。この不安等に対処するため、相談 員は終結する予定セッションの数セッション前 から利用者の不安や転移感情をアセスメントし ながら無理のない最終セッションを迎えられる ように準備を整える。初学の院生相談員はこの 経験が全くなかったり、少なかったりするので、 指導者や教員の助言は大切である。またこの際、 院生相談員の逆転移感情にも注目し、院生相談 員が抱きがちな利用者との分離不安の問題もケ アすることが必要になる。さらにケースの振り 返りとなる終結に関する報告書の作成も重要で あり、院生相談員が終結ケースとして質の高い 経験値を得られるように補助し、見届けること が肝要である。

利用者の事情などによってケースが中断する ことがある。中断の多くは、次回の面接の予約 が成立したにも関わらず、来談しなかったり、 相談員が電話などで連絡をとっても繋がらなか ったりして、中断の理由がわからないままに継 続面接が途絶えてしまうことが多い。中断は 個々の利用者にとって必ずしも心理相談がうま く機能しなかった結果とは限られないが、相談 員にとっては利用者の今後を気にかけて不安や 心配になったり、自分のいたらなさについて痛 感する厳しい機会になったりする。特に初学の 院生相談員にとっては自己否定的な臨床経験と なって、自身の相談員としての資質に危惧を抱 き、他のケースの相談についても自信を失って 支障をきたす可能性がある。もちろん相談員と して技量を伸ばしていくためには、中断ケース について大いに反省する姿勢が重要となるが、 これはとりわけ初学の院生相談員にとっては、 辛くて孤独な振り返り作業になることから、指 導者や教員のサポートを欠かすことはできない。 指導者や教員は当該利用者が再度、来談することも視野に入れ中断に関する報告書の作成を院生相談員に指導しながら、問題点を共有してつまびらかにすると同時に、今後に繋がる前向きな視点も提示して、心理専門職の職業的発達において、反省的実践がどのように行われるのかについて教授する機会となるようにする。

引き継ぎは利用者が当該施設の心理相談を引 き続き希望しているにも関わらず、担当相談員 を交代しなければならない事情により生じるも ので、主には相談員の自己都合の理由によるも のが多く、利用者への了解を得るために十分な 説明を行うなど、きめ細やかな対応を求められ る重大な臨床的局面となる。石田・佐々木 (2013) は大学院附属施設におけるケース引き 継ぎの留意点に関する調査等の報告を行い、引 き継ぎの難しさを意識することの大切さや引き 継ぎでの重要事項などについて示唆している。 特に大学附属の心理臨床相談施設では、大学院 修了を契機にして院生相談員から院生相談員に ケースが引き継がれることが多いことから、当 該施設としてどのような対応を取るのかについ て一定の見解が必要になる。ケースの事情を個 別に勘案しながら、利用者への説明責任をどの ように果たすのか、説明をして了解を得るタイ ミングはいつが適切か、後任者を現担当者が紹 介するのか、紹介するとしたらどのような形に するのか、面接情報の引き継ぎをどの程度する のか、交代に伴う利用者への影響はどの程度あ るかなど、事前に院生相談員とスーパーバイザ ーなどがよく検討し、できるだけ利用者への不 利益とならないように配慮して引き継ぎを行っ ていく必要がある。後任の担当者を決める際の 大きな課題は本項の2)継続面接担当の割り当 てで述べたことが参考になる。また引き継ぎは 現担当者と利用者との関係性で言えば、面接終 了になることから、上述の終結時に言及したこ とと同様に、終了時の両者の不安や、転移感情、 逆転移感情などに注意する必要がある。一方、

引き継ぎ時はケースを再考するいい機会になり、 面接頻度、面接時間、使用する面接室といった、 面接構造などを後任の院生相談員とスーパーバ イザーとで再検討するのがいいと考えれる。

3. 心理支援に関する啓発活動や情報発信と実 践教育

心理支援に繋がる地域への啓発活動には様々 な内容や実施の仕方がある。大西(2007)が行 った調査によると、大学附属の心理臨床相談施 設等には地域貢献のニーズとして臨床心理学や カウンセリングに関連したセミナーへのニーズ が高く、その内容としてはストレス、不安、落 ち込みなどの心の問題の他、自分の性格や考え 方といった日常的な悩みに活用できるような心 理学的テーマが求められ、また個人の問題に加 えて、子どもや家族の問題への関心が高いこと も示唆している。一方、一般社団法人日本公認 心理師養成機関連盟(2022)が行った各分野の 実習に関する調査結果を見ると、ある国立大学 の学内施設での実習実践例として、子育て支援 セミナーが挙げられている。地域や社会的ニー ズを捉えながら啓発活動のテーマを設定し、院 生相談員もスタッフに加えて、講座、セミナー、 研修会等を実践するといい。また院生相談員に は初学者であることから一般の者に近い感覚が あると思われ、企画会議などにも参加し意見や 提案を行うことにより、当該施設として地域利 用者に寄り添った啓発活動を実践しやすくなる 面があるかもしれない。さらに利用者のアクセ スビリティを考えると、当該施設のホームペー ジなどを用いてメンタルヘルス等の情報発信を 行うことは有効であり、この際も初学者のセン スやデジタルコミュニケーションのスキルが貴 重となり、院生相談員の活躍が期待されるとこ ろである。

なお地域貢献という点では間接的になるが、 大学附属の心理臨床相談施設において修了生な どが参集して卒後研修を行うことは意義深いと 考えられる。心理専門職には職業的発達が大い に求められるが、心理専門職に就いて、1年、3年、5年、10年とそれぞれのキャリアの中で、自己発展や技能の向上などについて確認し、検討する機会が必要である。キャリアの長さに関わらず、心理専門職にある者や、彼らに加えて今、道半ばにある院生相談員も一堂に会して、相互の啓発を図ることは職業的発達や資質の向上の観点から見てとても有意義であると考えられる。

4. 心理支援に関する研究活動と実践教育

教育基本法の第7条(大学)では、「大学は、 学術の中心として、高い教養と専門的能力を培 うとともに、深く真理を探求して新たな知見を 創造し、これらの成果を広く社会に提供するこ とにより、社会の発展に寄与するものとする。」 となっている。すなわち大学の使命には、教育、 研究、社会貢献の3つがあり、これらを大学附 属の心理臨床相談施設に当てはめてみると、教 育が公認心理師等の心理専門職の養成であり、 社会貢献が各種心理支援サービスの提供に相当 し、研究は臨床心理学的知見の追求となる。3 つの使命は自ずと互いにリンクしており、研究 を中心に据えて考えた場合には、研究成果が最 新で安全な心理支援サービスに繋がるものとし て社会貢献に寄与し、また教育においては科学 的根拠に基づく支援を求められる公認心理師等 の養成過程への知見として生かされることにな る。したがって、大学附属の心理臨床相談施設 は施設の機能を全体的に底上げする意味でも研 究に積極的に取り組む姿勢が重要であり、この 意義について院生相談員を含む全てのスタッフ や利用者にも理解を図ることが肝要である。

大学附属の心理臨床相談施設において、実際に研究を行う際には、研究協力者の基本的人権などを侵害しないように研究倫理を担保することが求められ、研究倫理委員会など研究倫理の審査体制をよく整備しておかなければならない。特に事例研究については、個人情報やプライバシー保護に十分に配慮する必要があることから、

より高度な倫理基準に照らし合わせて審査する のがいいと思われる。とりわけ院生相談員が研 究を手掛ける際には、研究倫理に関する初期教 育が重要であり、研究協力者の自由意志を前提 とするインフォームドコンセントの行い方をは じめ、研究倫理委員会に提出する審査書類の作 成過程などを通じて、データ管理の在り方、研 究協力者の保護といった視点を丁寧に教授する ことが必要で、研究指導に当たる教員の役割が 重要になる。

Ⅳ 大学附属の心理臨床相談施設の業務 と心理実践実習における学習目標と の関係性

大学院の公認心理師養成課程で展開される心 理実践実習では、公認心理師法第2条に定義さ れた業務(表1参照)との関係の中で、表2に 示した①の(ア)から(オ)が学習すべき目標として捉 えることができる。(ア)心理に関する支援を要す る者等に関する以下の知識及び技能の修得(以 下の内容は省略)と、(イ)心理に関する支援を要 する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の 作成については、院生相談員が主に心理相談を 利用者に講じる実務経験を通じて、指導、教育 を受けながら到達できる学習目標であると考え られる。また(ウ)心理に関する支援を要する者へ のチームアプローチについては、当該施設で提 供される心理支援サービス全般に関係し、例え ばインテークカンファレンスやケースカンファ レンス、啓発活動等におけるセミナーの企画・ 開催なども多くのスタッフが関わることからチ ームアプローチの課題と見ることができ、緊急 時の対応なども組織全体で取り組むのでそれに 相当すると考えられる。業務全般において共通 の目標を持って協働したり、補い合ったりする 経験の中で、チームアプローチの学習目標は達 成されやすいと考えられる。(エ)多職種連携及び 地域連携の学習目標に関しては、心理相談等の 経過において医療機関等へリファーしたり、教 育や福祉などの関係施設と連携を取り合ったりすることでの学習効果が大きいと考えられ、啓発活動等についても地域行政機関とタイアップして行われるような市民講座などは、この学習目標によく合った課題であると思われる。最後に(オ)公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解については、チームアプローチでの学習と同様に、当該施設での全般的な活動の中で修める学習目標であると考えられ、特に職業倫理観の育成や、公認心理師法第43条に規定される資質向上の責務の理解には幅広い実務経験とこれに伴う指導、教育が必要であると思われる。

以上、大学附属の心理臨床相談施設における 業務と、心理実践実習で求められる学習目標と を照らし合わせてみたが、院生相談員、指導者、 教員などがこれらの関係性について共通認識を 持って、目標の達成に向け取り組むことが重要 である。また心理実践実習は医療施設を必須と して学外の主要5分野の施設で展開されること から、これらの分野での学習成果と学内での学 習成果を統合して捉え、学習目標の達成度合い を見極めていくことも肝要になる。

V 終わりに

ここまで、地域の利用者を対象とした大学附属の心理臨床相談施設として、メンタルヘルスの維持、向上といった地域貢献を果たしながら、公認心理師養成における大学院での心理実践実習の展開を円滑に図っていく上での課題を整理し検討してきた。地域貢献と実践教育をよりよく両立させるためには、種々の課題について真摯に取り組む必要があるものの、施設として初学の院生相談員の活躍が大いに役立つ面もあると思われる。地域に開かれた大学附属の心理臨床相談施設は、院生相談員を地域貢献に携わるチームスタッフの重要な担い手として位置づけ、指導者と教員などが協力し期待を込めながら指導、教育を施すことが重要である。院生相談員

の学習成果の現われと活躍は、とりもなおさず、 当該施設における心理支援サービスの向上に繋 がると考えられる。

文 献

- 石田哲也・佐々木玲仁(2013)大学院附属相談室に おけるケース引き継ぎの留意点に関する調査と 研修の報告,九州大学総合臨床心理研究,5, 25-35.
- 一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟 (2022) 厚生労働省 令和3年度障害者総合福祉推進 授業 公認心理師の養成に向けた各分野の実習 に関する調査報告書, https//kouyouren.jp/ wp-content/uploads/2022/05/Report2021040 1R.pdf
- 一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟(編) (2022) 大学院の「心理実践実習」手引き 2022 年改訂版, https://kouyouren.jp/wp-content/ uploads/2022/10/graduate-practice-guide 2022.pdf
- 一般財団法人日本心理研修センター(2023)「公認 心理師の都道府県別登録者数」 https://www. jccpp.or.jp/download/pdf/number_of_registered. pdf
- 岩壁茂(2022) 改訂増補 心理療法・失敗例の臨床 研究 その予防と治療関係の立て直し方,金剛 出版.

- 柏木雄太・田中美佐子・新田泰生 (2020) 臨床心理 系大学院生の学びでの傷つきに関する質的研究,心理相談研究:神奈川大学心理相談センタ ー紀要,11,11-32.
- 厚生労働省「公認心理師法概要」 https://www. mhlw.go.jp/content/000964615.pdf (2023年12 月 30 日現在)
- 厚生労働省(2023)「公認心理師となるために必要 な科目を開講する大学」 https://www.mhlw. go.jp/content/12200000/001158480.pdf
- 厚生労働省(2023)「公認心理師となるために必要 な科目を開講する大学院」 https://www. mhlw.go.jp/content/12200000/001158481.pdf
- 文部科学省・厚生労働省(2017)公認心理師法第7 条1号及び第2号に規定する公認心理師となる ために必要な科目の確認について,29文科初 第879号 障発0915第8号.
- 村山正治・中田行重(編)(2012)新しい事例検討法 PCAGIP入門 パーソン・センタード・アプローチの視点から、創元社。
- 大西理恵子 (2007) 地域で求められる心理相談機関 の役割,福山大学こころの健康相談室紀要,1, 83-88.
- 鈴木伸一・利島保・兒玉憲一・岡本祐子・島津明 人・橋本優花里 (2003) 心理臨床教育研究セン ターの研修・サービス機能拡充に関する調査研 究, 広島大学大学院心理臨床教育研究センター 紀要, 2, 78-89.